

がん患者さん・家族・支援者のつどい こころの駅舎 定款

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本団体は、がん患者さん・家族・支援者のつどい こころの駅舎と称する。

(事務所)

第2条 本団体は、事務所を広島県東広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本団体は、一般社団法人東広島地区医師会、東広島市健康福祉部健康増進課と連携のもと、広くがん患者ならびにその家族が自分らしく生きるための総意を集約し、情報交換の場を創出し、支援者がこれに伴う必要な支援をすることを通じて地域と社会の医療・福祉の増進を図り、広く地域医療に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本団体は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) がん患者・家族及び支援者の相互の意見交換・提案・交流の場を創設するための事業
- (2) がん患者・家族及び支援者への情報提供・相談支援に関する事業
- (3) がん患者・家族及び支援者を対象とする予防・検診・治療・その他関連する情報提供・講演・体験発表等に関する事業
- (4) 実習生等に対するがん教育に関する事業
- (5) がん患者・家族・支援者及び地域住民に対する普及啓発に関する事業
- (6) その他本団体の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(組織)

第5条 本団体は、がん患者、家族、支援者をもって組織する。

(入会、退会)

第6条 本団体への入会は、がん患者さん・家族・支援者のつどい こころの駅舎 への参加をもって入会とし、また参加終了をもって退会とする。

(個人情報の保護)

第7条 会員は、別に定める個人情報取扱に関する事項を順守する。

第4章 事務局

(事務局)

第8条 本団体に事務局を置く。

- 2 本団体の事務局は一般社団法人東広島地区医師会地域連携室あざれあとし、職制に関して必要な事項は、一般社団法人東広島地区医師会の理事会の決議を経て、会長が定める。

第4章 雑則

(定款施行細則)

第9条 定款の施行に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に細則に定める。

附則

(施行期日) この定款は、この団体の設立の日（平成25年4月1日）から施行する。

附則

- 1 平成28年4月1日一部改正（平成28年4月1日施行）